沼田市ふるさと納税協力事業者及び返礼品に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税による本市への寄附を促進し、あわせて地場産品等の PRを通じて地域産業の振興を図るため、寄附者に返礼品を提供する事業者(以下「協力事業者」という。)及び返礼品について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

- 第2条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 市内に事業所がある法人、団体または個人事業者であるもの。ただし、本市のPR や地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市が判断する場合はこの限りでない。
 - (2) 法令を遵守した生産、製造、販売又はサービスの提供を行っているもの
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないもの

(協力事業者の登録)

第3条 協力事業者の登録を受けようとするものは、市が返礼品の発注及び配送管理などの業務について委託するふるさと納税寄附管理等委託事業者(以下「委託事業者」という。)へ登録の申請を行い、市長の承認を受けなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(返礼品の要件)

- 第4条 返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 沼田市の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を有するもの
 - (2) 市内で生産、製造若しくは加工されているもの、又は主要な部分に市内の原材料を 使用しているもの、若しくは市内で提供されるサービス
 - (3) 品質及び数量ともに安定した提供が見込めるもの
 - (4) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれがないもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないもの
 - (6) 総務大臣が定める返礼品等の基準(平成31年総務省告示第179号)に該当する もの
- 2 返礼品の金額は、送料を除き、梱包料、消費税及び地方消費税その他必要経費を含め、

寄附額の3割を限度とするものとする。

3 前項の返礼品の金額は、送料を含め市が負担するものとする。

(返礼品の登録)

第5条 協力事業者は、提供しようとする返礼品について本市に提案し、事前に返礼品の 登録の承認を受けなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様と する。

(協力事業者及び返礼品の登録の取下げ)

第6条 協力事業者は、第3条に規定する協力事業者の登録又は前条に規定する返礼品の 登録を取り下げる場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(協力事業者及び返礼品の解除)

- 第7条 市長は、協力事業者が第2条の協力事業者の要件に該当しなくなった場合には、 第3条に規定する協力事業者の登録を解除することができる。この場合において、当該 協力事業者が第5条の規定に基づき登録した返礼品についても当然にその登録は解除さ れる。
- 2 協力事業者が提供する返礼品が第4条の要件に該当しなくなった場合には、その登録 を解除することができる。

(協力事業者への許諾事項)

- 第8条 協力事業者は、市ホームページ、市が契約した事業者が運営するインターネット 上のふるさと納税専用サイト(次条において「ポータルサイト」という。)、市が発行 するパンフレット等に、返礼品の画像、商品名、協力事業者名等を掲載できるものとす る。
- 2 協力事業者が作成したチラシは、返礼品と同梱して発送できるものとする。 (協力事業者の遵守事項)
- 第9条 協力事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) ポータルサイトへの返礼品掲載については、委託事業者及び市が契約したポータルサイト運営事業者の指示に従い必要な手続及び運用を行うこと。
 - (2) 返礼品の品質、数量、発送等に関して、寄附者から苦情を受けた場合又は市、委託 事業者若しくは運営事業者から依頼があった場合には、自らの責任において適切かつ 迅速に対応しなければならない。
 - (3) 市、運営事業者又は委託事業者から提供された寄附者の個人情報については、関係

法令及び沼田市個人情報保護条例(平成17年条例53号)を遵守し、返礼品の発送 以外の目的で使用してはならない。なお、協力事業者でなくなった後も同様とする。

- (4) 沼田市の指定する規約・ガイドライン等を遵守すること。
- (5) 市が実施する返礼品に係る調査・確認に応じること。
- (6) 総務大臣が定める返礼品等の基準に係る書類、及び食品表示法において遵守すべき 事項が記載された書類については、協力事業者において5年以上保存すること。 (その他)
- 第10条 本要綱に定めるもののほか必要な事項は、本市及び協力事業者で協議のうえ定める。

附則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。